

第1編

風水害等災害対策編

第4章 災害復旧・復興対策

第4章 災害復旧・復興対策

第1章 風水害

第2章 風水害

第3章 風水害

第4章 風水害

第1節 災害復旧・復興計画

主な実施担当	全課
防災関係機関等	宮城県、仙台土木事務所、亶理消防本部、仙南・仙塩広域水道事務所、 その他防災関係機関

1 方針

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い地域づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図るものとする。また、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

町は、この災害復興事業を可及的速やかに、効率的かつ効果的に実施するため、被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。

2 災害復旧・復興の基本方向の決定

1 基本方向の決定

- 町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは災害に強い地域づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて、住民の意向を取り入れながら早急に検討し基本方向を定める。

2 住民意向の尊重

- 町は被災地の復旧・復興について主体となり、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。

3 女性及び要配慮者の参画促進

- 町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から、女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

4 職員派遣等の要請

- 町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、県及び他の地方公共団体等に

第4章 災害復旧・復興対策

対し職員のパ遣、その他の協力を求める。

3 災害復旧計画

1 基本方針

- 町は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い地域づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行うものとする。
- これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じて災害復旧計画を策定し実施する。

2 事業計画の策定

- 町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧事業計画を策定する。
- 町は、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定するものとする。
その計画は概ね次の計画とする。

※町内採石現場については、資料 30 参照

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号))

- ・河川
- ・海岸
- ・砂防設備
- ・林地荒廃防止施設
- ・急傾斜地崩壊防止施設
- ・漁港
- ・道路
- ・港湾
- ・下水道
- ・公園
- ・地すべり防止施設

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号))

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法(昭和32年法律第177号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号))

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、売春防止法(昭和31年法律第1

第4章 災害復旧・復興対策

- 18号))
- (6) 公立学校施設災害復旧事業計画
(公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号))
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画
(公営住宅法昭和26年法律第193号))
- (8) 公立医療施設災害復旧事業計画
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号))
- (9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

- 町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力のうえ、復旧対策を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講ずる。
- 町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と協力のうえ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- 県は、災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。
- 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係機関、被災市町、業界団体等に必要な働きかけを行う等、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

- 町は、災害による被害が著しいときは、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置を講じ、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、負担すべき財源の確保に努める。「災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)」に基づき援助される主な事業は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- (3) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- (4) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

第4章 災害復旧・復興対策

- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- (10) その他

4 災害復興計画

1 復興計画の基本方針

- 町は、復興の必要性が認められたとき、復興方針を策定する。
- 町は、県内の複数の市町村が被災し、県による復興計画が決定されたときは方針の整合を図る。

2 復興計画の策定

- 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
 - ア 復興計画の策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り、事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する
 - イ 住民に対して、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努めるものとする

3 復興事業の実施

- 町は、復興事業を早期に実施するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力のもと、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について必要な措置を講ずる。
- 町は、町の地形・状況に詳しい町職員OB技術者の活用についても検討する。

5 災害復興基金の設立等

- 町は、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1章 風水害

第2章 風水害

第3章 風水害

第4章 風水害

第2節 生活再建支援

主な実施担当	総務課、税務納税課、町民生活課、保健福祉課、産業振興課、被災者支援室、地域包括支援センター、会計課
防災関係機関等	宮城県、山元町社会福祉協議会 その他防災関係機関

1 方針

町は、県及び防災関係機関と協力して、被災者の自立的な生活再建を支援するため、資金の貸付け等様々な制度を住民に周知し、積極的な措置を講ずる。

2 被災者生活再建支援制度

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県区域内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、アからウの区域に隣接する市町村（人口10万人未満のものに限る。）における自然災害
- カ ア若しくはイの市区町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口5万人未満に限る）

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- ア 居住する住宅が全壊した世帯
- イ 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

第4章 災害復旧・復興対策

- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3 支給条件

支給金額は、下表に示す区分により支給される。

支給額の区分

(単位：万円)

	世帯 人員	合 計 支 給 限度額	基本額	居住関係経費（加算）		
				建設又 は購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	300	100	200	100	50
	単数	225	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	250	50	200	100	50
	単数	187.5	37.5	150	75	37.5

※世帯の所帯又は世帯主の年齢による支給制限はない。

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一人である世帯をいう。

※基本額の金額は、居住関係経費の金額にかかわらず、一定額で支給される。

※居住関係経費（加算）は、その内容により支給額が異なる。

4 支給対象となる経費及び支給要件

支援金の使途に限定はなく、年齢・年収等の支給要件の制限も設けられていない。

5 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(財)都道府県会館が指定されており、県は、支援金の支給に関する事務の全部をこの支援法人に委託している。

6 支給手続き

- 被災者世帯主は、町に支給申請書を提出する。提出を受けた町は、申請書等の確認を行い取りまとめのうえ、県へ送付する。
- 県は、町から送付された申請書等を確認し、取りまとめのうえ、委託先である(財)都道府県会館へ送付する。送付を受けた(財)都道府県会館は申請書類を審査のうえ、支給を決定し、被災者に支援金が支給される。

第4章 災害復旧・復興対策

7 受付体制の整備

- 町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。
- 町は、り災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。
- 町は、被災情報管理のほか、応急仮設住宅入居等情報の管理についても検討し、被災者支援管理システムの拡充を図る。

8 独自支援措置の検討

- 町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。

3 資金の貸付け

1 災害援護資金

- 町は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。
- 町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

2 母子及び寡婦福祉資金

- 町は、県との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸付けを行う。

3 生活福祉資金

- 町は、山元町社会福祉協議会と協力のうえ、被災者に対する生活福祉資金の貸付制度について広く周知する。

4 一般住宅復興資金の確保

- 町は、滅失家屋の状況を把握し、り災者に対し融資制度の内容を周知する。
- 県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。
- 町は、必要に応じ、県と協調して融資に対する利子補給等の処置を講ずる。

第4章 災害復旧・復興対策

4 生活保護

- 町は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

5 その他救済制度

- 町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度な障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する（但し、弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る）。

6 り災証明書の交付

- 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や、り災証明書交付の体制を確立し、速やかな被災者へのり災証明書の交付に努める。
- 町は、被災者の置かれた状況に応じた総合的かつ効果的な支援の実施を図るため被災者台帳を作成する。

7 被災者台帳

- 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

8 税負担等の軽減

- 町は、必要に応じ、地方税の納期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。
- 町は、必要に応じ、国民健康保険制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 国民健康保険税(料)の減免

- 町は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

第4章 災害復旧・復興対策

2 国民健康保険税の減免の基準

- (1) 災害により障害者となったとき 9/10 を減免
- (2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	5/10 未満	5/10 以上
①500万円以下	1/2	10/10
②500万円超	1/4	1/2
③750万円超	1/8	1/4

(平成15年3月26日規則第7号)

3 国民健康保険税の一部負担金の減免

- 町は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。
- 町は、一部負担金の減免基準を定め、減免を行う。
- 県は、町による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、町に対し指導・助言を行う。

4 地方税の減免

- 町は、被災した住民に対し、地方税・介護保険料・使用料等の納期限の延長、徴収猶予及び減免を、それぞれの減免基準に基づいて行う。

5 授業料の減免等

- 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮を来した生徒に対し、授業料の減免の措置を講ずる。
- 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第4章 災害復旧・復興対策

第1章
風水害

第2章
風水害

第3章
風水害

第4章
風水害

9 雇用対策

- 町は、被災者が災害のため転職又は一時的に就職を希望する場合、町は、ハローワーク仙台（仙台公共職業安定所）と連絡協力して職業の斡旋に努める。
- 町は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるよう努める。

10 相談窓口の設置

- 町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するよう努める。町外に避難した被災者に対しても、町と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第4章 災害復旧・復興対策

第1章 風水害

第2章 風水害

第3章 風水害

第4章 風水害

第3節 住宅復旧支援

主な実施担当	震災復興整備課、用地・鉄道対策室、町民生活課、被災者支援室、まちづくり整備課
防災関係機関等	宮城県、仙台土木事務所、亘理消防本部、仙南・仙塩広域水道事務所、その他防災関係機関

1 方針

町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

2 一般住宅復興資金の確保

- 町は、県の設置する住宅被害復旧のための資金確保の支援相談窓口等と協調して、住宅再建のための支援の処置を講ずる。

3 住宅の建設等

- 町は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用に図る。

1 災害公営住宅の建設等

- 町は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取り又は被災者へ転貸するために借上げる。
- 町は、災害公営住宅の建設等を行う場合、県の指導・支援を得て実施する。

2 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

第4章 災害復旧・復興対策

第1章
風水害

第2章
風水害

第3章
風水害

第4章
風水害

4 防災集団移転促進事業の活用

- 町は、被災地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の防災のための集団的移転を促進する。

1 事業主体

- 町（例外として、町の申し出により当該事業の一部を県が実施することができる）

2 移転促進区域

（1）被災地域

集団移転促進事業を実施しようとする年度又はその前年度において発生した災害（津波、地震、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象）を被った地域

（2）災害危険区域

建築基準法第39条第1項の規定に基づく条例で指定された区域

3 補助制度等

（1）国の補助

以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。（補助率：3/4）

- ア 住宅団地の用地取得造成
- イ 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（借入金の利子相当額）
- ウ 住宅団地の公共施設の整備
- エ 移転促進区域内の宅地等の買取り
- オ 住宅団地内の共同作業所等
- カ 移転者の住居の移転に対する補助
- キ 事業計画の策定

（2）地方債の特別措置

地方財政法第5条第1項各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債を以ってその財源とすることができる。

第4章 災害復旧・復興対策

第4節 産業復興の支援

主な実施担当	産業振興課、農業基盤整備推進室、農業委員会事務局
防災関係機関等	仙台地方振興事務所、その他防災関係機関

1 方針

町は、被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

2 中小企業金融対策

- 町は、被災した中小企業者に対し、振興資金等融通制度の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、国、県、信用保証協会及び金融機関等に対して、災害復興資金のより円滑な融通が図れるよう要請する。

3 農林漁業金融対策

- 町は、県農業協同組合中央会等関係機関に協力を求め、被災した農林水産業者の既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を県に要請するものとする。さらに、被害が甚大な場合は、県に対し、天災資金、日本政策金融公庫及び県単独資金等の円滑な融通が図れるよう要請する。

第4章 災害復旧・復興対策

第5節 都市基盤の復興対策

主な実施担当	震災復興企画課、事業計画調整室、震災復興整備課、用地・鉄道対策室、まちづくり整備課
防災関係機関等	宮城県、仙台土木事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、その他防災関係機関

1 方針

町は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域を再生するために、都市基盤復興計画を必要に応じて策定し、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

2 防災まちづくり

- 町は、災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。
- 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- 防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの強化等、建築物や公共施設の強化・不燃化等を基本的な目標とする。この際、公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用等防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- 既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対し提供する。

第4章 災害復旧・復興対策

- 町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成に努める。

3 想定される計画内容例

1 主要交通施設の整備

道路、鉄道等の主要交通施設の早期復旧とネットワーク化による機能強化等。

2 被災市街地の整備

面的整備事業等による被災市街地の復興と、防災集団移転促進事業や災害公営住宅等の整備による災害に強いまちづくりの早期実現。

3 ライフラインの整備

上下水道の早期復旧と情報通信システムの信頼性・安全性の向上。

4 防災基盤の整備

河川、海岸、砂防施設等地域保全施設の早期復旧、及び避難場所、避難施設の整備。

第4章 災害復旧・復興対策

第6節 義援金の受入れ、配分

主な実施担当	会計課、保健福祉課、被災者支援室
防災関係機関等	日本郵便(株)東北支社、日本赤十字社宮城県支部山元分区、 その他防災関係機関

1 方針

町は、大規模災害時には、国内・国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、関係機関と連携して迅速かつ適切に被災者へ配分する。

2 受入れ

1 窓口の決定

- 町の義援金の受入れ窓口は会計課とし、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

- 日本郵便(株)は災害時において、被災者の救援を目的とする義援金の送金のための振込手数料及び郵便料金の免除を実施する。

3 受入れ及び管理

- 会計課は、送られた義援金を受取り、配分が決定されるまで保管する。

3 配分

1 配分委員会

- 県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議のうえ、義援金の受入れ団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

2 配分

- 宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。
- 上記の配分基準に基づき、被災者支援室が被災者へ義援金を交付する。
- 町は、義援金募集、配分の事務やボランティア活動に要する経費等も勘案のうえ、関係機関と十分協議し、被災者のニーズに応えるとともに、義援金を送ってくれた人の善意

第4章 災害復旧・復興対策

が十分活かされるよう努める。

第1章 風水害

第2章 風水害

第3章 風水害

第4章 風水害

第4章 災害復旧・復興対策

第7節 激甚災害の指定

主な実施担当	総務課、危機管理室
防災関係機関等	宮城県、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関

1 方針

町は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講ずる。

（資料 32 参照）

2 激甚災害の調査

1 町

- 町長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。
- 町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。

2 県

- 県は、町の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

3 激甚災害指定の手続き

- 災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡を取り、速やかに指定の手続きを取る。

4 特別財政援助の交付（申請）手続き

- 町長は、激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

第4章 災害復旧・復興対策

- 県は、これを受けて事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

5 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準（本激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）

公共土木施設、公共学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、堆積土砂排出事業等

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
- エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
- オ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
- カ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚法第13条）
- ウ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例（激甚法第15条）

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
- ウ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
- エ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

第4章 災害復旧・復興対策

2 激甚災害指定基準（局地激甚災害）

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章：第3条、第4条）
- イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）
- ウ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
- エ 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- オ 中小企業に関する特別の助成（激甚法第12条、第13条）
- カ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）

第4章 災害復旧・復興対策

第1章 風水害

第2章 風水害

第3章 風水害

第4章 風水害

第8節 災害対応の検証

主な実施担当	総務課、危機管理室、企画財政課
防災関係機関等	宮城県、仙台地方振興事務所、その他防災関係機関

1 方針

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対して如何に継続的な対策を実施していくかが重要である。大規模災害発生時の応急対策による取組が、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映する等、防災・減災対策に活かすことにより、町の防災体制の向上や、住民一人ひとりの防災意識の向上等、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。過去の大規模災害等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

2 検証の実施

- 町及び防災関係機関は、大規模災害が発生した後、初動期から応急・復旧期の災害対応について、個別の災害ごとに、特に問題及び課題等が生じたと思われる項目を抽出し、「できたこと」、「できなかったこと」、「問題点」、「課題」、「改善の方向」等を整理し、検証する。
- 検証にあたっては、関係防災機関への協力を仰ぐとともに、必要に応じ、中立かつ専門的な視点での検証が求められるため、第三者機関による実施についても検討する。

1 主な検証項目例

(1) 情報処理

自治体等からの情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等

(2) 資源管理

業務を実施するために必要な資源（人員、予算、機材等）の調達等

(3) 指揮・調整

災害対策本部内における①指揮・統制、②決断、③本部・各部等の中の業務調整

第4章 災害復旧・復興対策

(4) 組織間連携

各機関（防災関係機関、国、県、協定締結団体等）との調整

(5) 個別のオペレーション

救出・救助活動、広域医療搬送、物資の調達・輸送調整等

(6) 広報・相談

町民への広報・相談等

(7) 計画やマニュアル

事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等

3 検証体制

- 町及び防災関係機関は、災害対策本部(事務局及び各部等)のほか、災害の規模等に応じ、町内に部局横断的な検証部会の設置や外部有識者を加えた検証委員会等の立上げについても検討する。

4 検証の対象

- 町が行う検証の対象は、応急対策の実施者及び町民の視点に立ち、概ね次の主体を対象とする。
 - ア 災害対策本部
 - イ 防災関係機関
 - ウ 住民
 - エ 自主防災組織
 - オ 支援自治体
 - カ ボランティア団体等

5 検証手法

- 町及び防災関係機関は、検証対象の主体に対する、アンケート調査、ヒアリング調査のほか、意見交換会や現地調査等を実施する。また、災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等を収集・分析する等、災害の規模等に応じた検証を行う。

6 検証結果の防災対策への反映

- 町及び防災関係機関は、検証結果については、報告書や記録集等として取りまとめるほか、地域防災計画や各種防災マニュアル等に反映させ、さらなる防災体制の充実に努め、様々に生じうる事態に柔軟に対応できるような体制や仕組みを構築するよう努める。
- 町は、検証内容により国への働きかけを行う等、自然災害の最大規模の外力に対して災害時の被害を最小化するため備えを準備しておくよう努める。

7 災害教訓の伝承

- 町及び防災関係機関は、作成した報告書や記録集等、さらに検討に当たって収集した災害対応や復旧活動に関する文書や証言、映像、画像等のほか、被災の状況、住民生活への影響、社会経済への影響等、災害の経験や災害から得られた教訓については、防災教育に活用する等、住民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、的確に伝承するよう努める。